

# 肢体不自由と知的障害を併せ有する中学 2 年生の生徒の中学校における居住地校交流の取組

## 1. 事例の概要

A 生徒は B 特別支援学校に在籍する中学 2 年生の生徒である。ソトス症候群であり、肢体不自由と知的障害を併せ有している。

本事例は、A 生徒の C 中学校における居住地校交流の取組についての事例である。

A 生徒の学習の様子や移動等における支援の在り方について、事前に居住地校交流先の学級の生徒に知ってもらうために、「障害の理解」についての授業を行ったり、C 中学校の特別支援教育コーディネーターから、全教職員に対して、A 生徒の授業における合理的配慮の観点について伝えてもらったりすることにより、A 生徒の居住地校交流をスムーズに行うことができた。また、授業の内容も A 生徒の実態をふまえた内容で計画した。その結果、A 生徒は、萎縮することなく最後まで居住地校交流に参加することができた。

今後は、C 中学校とあらかじめ、交流に関する計画の擦り合わせを行い、B 特別支援学校の年間の交流及び共同学習の計画との関連をもたせた取組を行いたい。

**キーワード** 居住地校交流、ソトス症候群、交流先学級への事前の授業

## 2. 生徒の実態

A 生徒は、ソトス症候群の生徒であり、肢体不自由と知的障害を併せ有している。身体面では、側湾があり、体幹保持に困難もあるため、歩行が不安定である。また、転倒の危険もある。

## 3. 本事例に関する基礎的環境整備

- 小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、B 特別支援学校のある D 県では、小学校、中学校、高等学校等の教員を対象に、特別支援学校教諭 2 種免許状取得のための認定講習を実施している。【基礎 2】
- 事前に居住地校交流を行う学校の生徒や職員に対して、対象生徒についての学習会を計画、開催することで、考慮された内容で居住地校交流が実施されている。【基礎 8】

## 4. 合意形成のプロセス

B 特別支援学校の入学時に、居住地校交流に関する説明を受けた A 生徒の保護者から、C 中学校での居住地校交流の希望の申出があった。申出を受けて、B 特別支援学校の地域支援部と担任、学部主事で A 生徒の居住地校交流について検討した。検討内容について、学部会で確認し、C 中学校の同意を経て、保護者に C 中学校での居住地校交流について説明し、同意を得た。

## 5. 合理的配慮の実際

- A生徒の学習の様子や移動等における支援の在り方について、事前にC中学校の交流先の生徒に知ってもらうために、「障害の理解」についての授業を行った。【合理②-2】
- C中学校の特別支援教育コーディネーターから、全教職員に対して、A生徒の授業における合理的配慮の観点について伝えてもらった。【合理②-2】
- A生徒が見通しをもって1日を過ごせるように、ホワイトボードを使用した1日の予定表を掲示している(写真1)。1日の予定表は、A生徒とともに確認をしながら掲示している。具体的には、A生徒が読めるひらがなで書かれてある教科名カードをA生徒が選択し、写真とマッチングさせながらホワイトボードに貼り付けている。その際、準備する物なども併せて確認している。【合理①-1-1】



写真1 A生徒の1日の予定表

- 各教科担当が、A生徒の実態に即して、教材研究や教材・教具の工夫を行っている。例えば、A生徒は、ボディーイメージが確立していない為、着替えなどの際に袖を通し間違えたりすることがあるのでマネキンを介して衣服の着脱の指導を行っている(写真2)。これらの指導が交流先での着替え等にもつながっている。【合理①-2-1】



写真2 マネキンを介しての衣服の着脱の指導

- A生徒が座位を取るためには椅子が必要である。例えば、体育の授業では、授業担当教員が椅子を用意するなど、A生徒が姿勢を保持できるように配慮している。【合理①-2-1】

## 6. 本事例の成果と課題

成果としては、事前にA生徒の様子を知ってもらうために、C中学校の交流先学級に「障害の理解」について授業を行うことにより、A生徒の居住地校交流をスムーズに行うことができた。また、授業の内容もA生徒の実態をふまえた内容で計画した。その結果、A生徒は、萎縮することなく、最後まで居住地校交流に参加することができた。

課題としては、C中学校と事前に交流に関する計画の擦り合わせを行い、B特別支援学校の年間の交流及び共同学習の計画との関連をもたせた取組を行うことが挙げられる。